

沖縄工業高等専門学校動物実験等に関する規則

平成22年 3月17日
規則 第3号
改正 平成24年 3月14日
規則 第4号
令和元年 5月22日
規則 第11号

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

- 第1条 この規則は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定める。
- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の関係法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。
- (1) Replacement（代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。）
 - (2) Reduction（使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。）
 - (3) Refinement（苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。）

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 動物実験施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う実験室施設・設備をいう。
 - (3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、動物実験施設で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（動物実験施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
 - (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
 - (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者

をいう。

- (7) 管理者 校長の命を受け、実験動物及び動物実験施設を管理する者をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等 校長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (11) 飼養保管基準等 法、飼養保管基準及び基本指針をいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規則は、本校において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本校以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は文部科学省以外の行政機関の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 動物実験委員会

(統轄者)

第4条 校長は、本校において動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

(動物実験委員会の設置)

第5条 校長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として沖縄工業高等専門学校動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審議又は実施し、校長に報告又は助言する。
 - (1) 動物実験に関する指針等の制定及び改廃に関すること
 - (2) 動物実験計画に係る関係法令等及び前号の指針等への適合性に関すること
 - (3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
 - (4) 動物実験等の施設及び実験動物の飼養保管状況に関すること
 - (5) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
 - (6) 自己点検・評価に関すること
 - (7) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生物資源工学科所属教員 3名
- (2) 倫理、法律及び社会的観点から動物実験計画を審査するに必要な知識を有する教員 1名
- (3) 総務課長
- (4) 本校に所属しない学識経験者 1名

- 2 前項第1号及び第2号に規定する委員は、校長が任命する。
- 3 第1項第4号に規定する委員は、校長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員は、自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることができない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

(担当事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて、年度ごとに動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を校長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 実験動物の苦痛の軽減を考慮して、動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 本校では苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等は行うことができない。
 - (6) 本校では、毒へび等の有毒動物の飼養若しくは保管又は動物実験等をすることはできない。
- 2 校長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について校長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
 - 4 動物実験計画を変更しようとする場合は、前3項の例による。
 - 5 動物実験計画の繁殖・維持について、継続しようとする場合は、前3項の例による。ただ

し、3年度を限度とする。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された動物実験施設において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び適切な安楽死の選択を遵守すること。
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本校における関連する規則等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料等について、安全のための適切な動物実験施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、所定の動物実験中止・完了報告書により、校長に報告しなければならない。
- 3 動物実験実施者は、継続しようとする動物実験計画について、年度ごとに動物実験継続・完了報告書により、校長に報告しなければならない。
- 4 動物実験実施者は、継続している動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、初年度から完了年度までの成果を、所定の動物実験継続・完了報告書により、校長に報告しなければならない。

第5章 動物実験施設

(動物実験施設の設置)

第14条 動物実験施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の動物実験施設設置承認申請書を提出し、校長の承認を得るものとする。

- 2 校長は、申請された動物実験施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。
- 3 動物実験施設の管理者は、校長の承認を得た動物実験施設でなければ、当該動物実験施設での飼養若しくは保管又は動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行わせることができない。

(動物実験施設の要件)

第15条 動物実験施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験施設の維持管理及び改善)

第16条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な動物実験施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

(動物実験施設の廃止)

第17条 管理者は、動物実験施設を廃止する場合は、所定の動物実験施設廃止届を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入における管理者の責務)

第20条 管理者は、動物実験施設に実験動物を導入するときは、飼養保管基準等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、動物実験施設への実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、動物実験施設に実験動物を導入するときは、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(実験動物の導入における動物実験責任者の責務)

第21条 動物実験責任者は、動物実験施設に実験動物を導入するときは、飼養保管基準等に基づき適正に管理されている機関又は施設等から導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、他の機関から動物実験施設に実験動物を導入するに当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等にに応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一動物実験施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮して収容しなければならない。

(記録の保存)

第25条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、これを

5年間保存しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第26条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第27条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を予防する措置を講じるとともに、これらの事故が発生した時に必要となる措置を講じるための体制を整備しなければならない。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の逸走による危害防止に努めるとともに、実験動物の保護に努めなければならない。

第8章 教育訓練

第30条 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

2 動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、飼養保管基準等、本校の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを5年間保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価・検証

第31条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を校長に報告しなければならない。

2 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自

己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 校長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

第32条 本校における、動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

第11章 雑則

(準用)

第33条 実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第34条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜とみなされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規則を適用しない。

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平22.3.17規則第3号）

この規則は、平成22年3月17日から施行する。

附 則（平24.3.14規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元.5.22規則第11号）

この規則は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。